

## 令和4年 第11回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和4年9月12日(金) 午後1:30~3:30

2. 場所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (10人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 将行
職務代理	1	谷地村 久人
委員	2	佐藤 哲
委員	3	坂根 克也
委員	4	下村 勇一郎
委員	5	佐藤 久美子
委員	6	荻沢 功
委員	7	橋端 秀作
委員	8	工藤 勉
委員	9	橋端 哲美

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記 事務局主事 服部 獨

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第22号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第23号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第5 議案第24号

贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)について

## (令和4年第11回総会)

議長	議会に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、5番佐藤委員にお願いします。
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は10名で、定足数に達しておりますので、これより令和4年第11回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には6番荻沢委員並びに8番工藤委員を指名します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	日程第3議案第22号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。 受付番号第8号について審議に付します。 なお、当事案は1番谷地村職務代理が、利害関係者でありますので、農業委員会に関する法律第31条議事参与の制限により、当該事案の審査開始から終了まで退室をお願いします。 事務局より議案の朗読と説明を求める。
事務局	2ページをお開きください。 日程第3議案第22号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について説明いたします。 農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出を受けたので審議を求めるものです。 3ページをお開きください。 議案第22号、受付番号第8号の申請は当該農地は以前から使用貸借により作付けていましたが、この度売買契約に至り譲受人は農地取得後も畠として利用することです。 農地の所在は大字西越字木ノ間、地目は畠で計2筆、面積は●●●●m <sup>2</sup> で売買額は●●●●円であります。

	<p>4ページの農地法第3条第1項の調査書のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>5ページに許可申請書の写し、6ページに位置図、この位置図については、先月までは図面を添付していましたが、このたびシステムの図面データを更新することで解像度が高まりたいへん見やすくなりましたので、今月から画像を添付することにしましたのでお知らせします。</p> <p>対象農地近隣の情報を表示しておりますので、これまでと引き続き、取り扱いにはご注意くださるようお願ひいたします。</p> <p>7ページに現況画像を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第8号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を2番佐藤委員から報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案第22号、受付番号第8号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地目は畠で、以前から受け手が耕作しており、今回、売買契約に至り、受け手へ畠として譲渡するものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無くまた、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p> <p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第22号受付番号第8号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第22号受付番号第8号は原案のとおり決定しました。</p> <p>谷地村職務代理の入室を求めます。</p> <p>次に、議案第22号受付番号第9号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>8ページをお開きください。</p> <p>議案第22号、受付番号9号の申請は、譲渡人が農業者年金受給のための再設定であります。</p> <p>農地の所在は、大字戸来字境田他、地目は田が3筆、畠が3筆の計6筆、面積は計●●●●m<sup>2</sup>です。</p>

	<p>9 ページの農地法第 3 条第 1 項の調査書のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>10 ページに許可申請書の写し、11 ページに位置図を添付してありますので、参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第 9 号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 22 号、受付番号第 9 号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 22 号受付番号第 9 号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議題第 22 号受付番号第 9 号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第 22 号受付番号 10 号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>12 ページをお開きください。</p> <p>議案第 22 号、受付番号 10 号の申請は、譲渡人が農業者年金受給のための再設定であります。</p> <p>農地の所在は、大字戸来字向落合、地目は田が 3 筆、畠が 8 筆の計 11 筆、面積は計 ●●●● m<sup>2</sup> です。</p> <p>13 ページの農地法第 3 条第 1 項の調査書のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>14 ページに許可申請書の写し、15 ページに位置図を添付してありますので、参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第 10 号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。

	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第22号受付番号第10号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第22号受付番号第10号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第4議案第23号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第16号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>16ページをお開きください。</p> <p>日程第4議案第23号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について承認について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙農用地利用集積計画について決定について承認を求めるものです。</p> <p>今回すべての事案が公告にて権利移動する一括方式による貸借となっております。</p> <p>17ページをお開きください。</p> <p>受付番号第7号についてご説明いたします。</p> <p>新郷村長より令和4年8月25日付け新農林第160号で農用地利用集積計画について協議を求められているものです。</p> <p>農地の所在は、大字戸来字長根久保、地目は田で計2筆、面積は ●●●●m<sup>2</sup>、10年間の使用貸借です。</p> <p>18ページから21ページに協議に係る文書等の写し、22ページに位置図、23ページに現況画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第16号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番橋端委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第23号、受付番号第16号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地目は田で、所有者が労働力不足により耕作できない状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けするものであります。</p> <p>譲受人は経営規模を拡大して農業経営の安定を図りたいと考えていたため、両者の意思が一致し申請されたものです。</p>

	<p>現地の状況から周辺農地への支障は無くまた、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第23号受付番号第16号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第23号受付番号16号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第23号受付番号第17号から第19号は関連がありますので一括して審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>24ページをお開きください。</p> <p>はじめに受付番号第17号についてご説明いたします。</p> <p>新郷村長より令和4年8月25日付け新農林第161号で農用地利用集積計画について協議を求められているものです。</p> <p>農地の所在は、大字戸来字下沢口、地目は田で、面積は●●●●m<sup>2</sup>、10年間の賃貸借で、賃借料は●●●●円です。</p> <p>25ページから28ページに協議に係る文書等の写し、29ページに位置図、30ページに現況画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>続きまして受付番号第18号についてご説明いたします。</p> <p>新郷村長より令和4年8月25日付け新農林第162号で農用地利用集積計画について協議を求められているものです。</p> <p>農地の所在は、大字戸来字大欠、地目は田で計7筆、面積は●●●●m<sup>2</sup>、10年間の使用賃借です。</p> <p>32ページから35ページに協議に係る文書等の写し、36ページに位置図、37ページに現況画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>続きまして受付番号第19号についてご説明いたします。</p> <p>新郷村長より令和4年8月25日付け新農林第163号で農用地利用集積計画について協議を求められているものです。</p> <p>農地の所在は、大字戸来字雨池、地目は畑で、面積は●●●●m<sup>2</sup>、10年間の使用</p>

	<p>貸借です。</p> <p>39ページから42ページに協議に係る文書等の写し、43ページに位置図、44ページに現況画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第17号及び第19号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を4番下村委員から報告をもとめます。</p>
事務局	<p>議案第23号、受付番号第17号から19号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>17号と18号の申請地目は田、19号の申請地目は畠で、所有者が労働力不足により耕作できない状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けするものであります。</p> <p>耕作者は経営規模を拡大して農業経営の安定を図りたいと考えていたため、両者の意思が一致し申請されたものです。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無くまた、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも</p> <p>問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第23号受付番号第17号から第19号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第23号受付番号第17号から第19号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第23号受付番号第20号および第21号は関連がありますので一括して審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>45ページをお開きください。</p> <p>はじめに受付番号第20号についてご説明いたします。</p> <p>新郷村長より令和4年8月25日付け新農林第164号で農用地利用集積計画について協議を求められているものです。</p> <p>農地の所在は、大字戸来字丹雨池、地目は田で、面積は●●●●m<sup>2</sup>、10年間の使用貸借です。</p> <p>46ページから49ページに協議に係る文書等の写し、50ページに位置図、51</p>

	<p>ページに現況画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>続きまして受付番号第21号についてご説明いたします。</p> <p>新郷村長より令和4年8月25日付け新農林第164号で農用地利用集積計画について協議を求められているものです。</p> <p>農地の所在は、大字戸来字沢頭と水穴、地目は田で計2筆、面積は●●●●m<sup>2</sup>、10年間の賃貸借で、賃借料は●●●●円です。</p> <p>53ページから56ページに協議に係る文書等の写し、57ページに位置図、58ページに現況画像を添付しております。画像の中央に映っているのが当該農地となりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第20号及び第21号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番橋端委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第23号、受付番号第20号及び21号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地目はいずれも田で、20号については、相対契約からの切り替えによるもの、21号については、所有者が労働力不足により耕作できない状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けするものであります。</p> <p>21号の耕作者は経営規模を拡大して農業経営の安定を図りたいと考えていたため、両者の意思が一致し申請されたものです。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無くまた、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも</p> <p>問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第23号受付番号第20号および第21号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第23号受付番号第20号および第21号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第23号受付番号第22号から第24号は関連がありますので一括して審議に付します。</p>

	事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>59ページをお開きください。</p> <p>はじめに受付番号第22号についてご説明いたします。</p> <p>新郷村長より令和4年8月25日付け新農林第165号で農用地利用集積計画について協議を求められているものです。</p> <p>農地の所在は、大字戸来字上川原と、向川原、地目は田で計7筆、面積は●●●●m<sup>2</sup>、10年間の賃貸借で、賃借料は●●●●円です。</p> <p>60ページから63ページに協議に係る文書等の写し、64ページに位置図、65ページに現況画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>続きまして66ページをお開きください。受付番号第23号についてご説明いたします。</p> <p>新郷村長より令和4年8月25日付け新農林第165号で農用地利用集積計画について協議を求められているものです。</p> <p>農地の所在は、大字戸来字長坂後、地目は畠で、面積は●●●●m<sup>2</sup>、10年間の賃貸借で、賃借料は●●●●円です。</p> <p>67ページから70ページに協議に係る文書等の写し、71ページに位置図、72ページに現況画像を添付しております。画像の中央に映っているのが当該農地となりますので参考にしてください。</p> <p>続きまして73ページをお開きください。受付番号第24号についてご説明いたします。</p> <p>新郷村長より令和4年8月25日付け新農林第165号で農用地利用集積計画について協議を求められているものです。</p> <p>農地の所在は、大字戸来字小坂ノ上、地目は畠で、面積は●●●●m<sup>2</sup>、10年間の賃貸借で、賃借料は●●●●円です。</p> <p>74ページから77ページに協議に係る文書等の写し、78ページに位置図、79ページに現況画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第22号から第24号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を2番佐藤委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第23号、受付番号第22号から24号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地目は22号が田で、23号と24号は畠です。</p> <p>いずれも所有者は村外に居住していて、耕作が困難であることから、農地を手放したいと考えていたため、農地中間管理機構へ貸し付けするものであります。</p> <p>耕作者は経営規模を拡大して農業経営の安定を図りたいと考えていたため、両者の</p>

	<p>意思が一致し申請されたものです。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無くまた、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第23号受付番号第22号から第24号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第23号受付番号第22号から第24号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第23号受付番号第25号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>80ページをお開きください。</p> <p>受付番号第25号についてご説明いたします。</p> <p>新郷村長より令和4年8月25日付新農林第166号で農用地利用集積計画について協議を求められているものです。</p> <p>農地の所在は、大字西越字木ノ間、地目は畠で、面積は●●●●m<sup>2</sup>、7年間の賃貸借で、賃借料は●●●●円です。</p> <p>81ページから84ページに協議に係る文書等の写し、85ページに位置図、86ページに現況画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第25号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を4番下村委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第23号、受付番号第25号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地目は畠で、使用貸借から賃貸借への切り替えをして、農地中間管理機構へ貸し付けするものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無くまた、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。

	<p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第23号受付番号第25号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第23号受付番号第25号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第5議案第24号贈与税の納税猶予に関する証明についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>87ページをお開きください。</p> <p>日程第5議案第24号贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）についてご説明いたします。</p> <p>贈与税の納税猶予の特例を受けている下記の受贈者は租税特例措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものです。</p> <p>なお、証明願いが遅延して提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き、追加し承認するものとするものです。</p> <p>受贈者名等は記載のとおりです。</p> <p>なお、総会の承認を経て、受贈者が八戸税務署に農業継続証明書を添えて提出することになっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第24号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第24号は原案のとおり決定しました。</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和4年第11回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4年 9月 12日

議 長 日向 將行

署名者 荻沢 功

署名者 工藤 勉